

議事日程 令和7年3月10日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第7号)
について(所管部分)

議案第 3 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正
予算(第4号)について

議案第 4 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)について

議案第 5 号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

議案第11号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第15号 木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第16号 木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第20号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について(所
管部分)

議案第21号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算
について

議案第22号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予
算について

議案第23号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	加 藤 眞 人	副委員長	古 村 護
	後 藤 紀 子		鎌 田 鷹 介
	伊 藤 守		伊 藤 好 博

欠席委員(0名)

委員外出席議員(1名)

議 長 三 輪 一 雅

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	教 育 課 長	村 上 強
住 民 課 長	伊 藤 正 典	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	教 育 課 長 補 佐	川 端 浩 揮
教 育 課 長 補 佐	諸 戸 勝 己	住 民 課 長 補 佐	服 部 直 子
福 祉 課 長 補 佐	多 賀 晶 子	子ども・健康課長補佐	渡 辺 千 智
ふれあいの里所長	松 本 大		

事務局出席職員

書 記 事務局長 多 賀 達 人 議 会 事 務 局 鈴 木 琴 音

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午 前 9 時 0 分 開 会

○委員長（加藤真人議員） おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にもご出席いただき、ありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和7年第1回定例会で付託されました12議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営にあたりまして、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により、書記には多賀議会事務局長を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、書記には多賀議会事務局長を
指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（加藤真人議員） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤守委員、伊藤好博委員のご両名を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、伊藤守委員、伊藤好博委員のご両名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

はじめに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

各地ではまだ雪が降ったり厳しい寒さが続いておりますが、今日も大変良いお天気になりました。一段と春の日差しが注ぐようになりました。

そうした中、本日は木曽岬町議会の教育民生常任委員会を招集、開会をいただきましたところ、全委員さん、また、議長さんにもご出席をいただいております。誠にありがとうございます。

今期定例会、去る3月5日に招集、開会をいただき、令和7年第1回木曽岬町議会定例会に執行部から議案26件、諮問案件1件、合わせて27件を提出させていただき、初日に諮問案件につきましては、ご承認をいただきました。ありがとうございました。

そして、他の26議案につきましては、それぞれ、両常任委員会に委員会付託をいただき、そして、初日には議案説明会も開催をいただきました。

そして、今日の常任委員会に臨ませていただくわけでございますが、この教育民生常任委員会に付託をいただきました議案につきましては、議事日程にございますように、まず議案第2号の令和6年度の町一般会計の補正予算、第3号につきましては、同じく国民健康保険特別会計、第4号につきましては、同じく後期高齢者医療特別会計、第5号につきましては、同じく介護保険特別会計のそれぞれの令和6年度の補正予算でございます。

それから、議案第11号につきましては、国民健康保険条例の一部改正について、第12号につきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例、第15号につきましては、町体育館の設置及び運営に関する条例、第16号につきましては同じく、学校施設の開放に関する条例、それぞれの一部改正をする条例の制定についてでございます。これが4議案でございます。

それから、議案第20号につきましては、令和7年度の町一般会計予算、第21号につきましては、同じく国民健康保険特別会計、第22号につきましては、同じく後期高齢者医療特別会計、第23号につきましては、同じく介護保険特別会計、それぞれの令和7年度の会計予算4議案でございます。

当常任委員会に付託されました、合わせて12議案でございます。それぞれ、どの案件につきましても非常に重要な案件ばかりでございます。

それぞれ、後程担当からまた詳細に説明させていただきますけれども、十分にご審議を尽くしていただきますように、お願いを申し上げ、議事日程の説明とご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ご苦労さまです。

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元タブレットの日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第２ 付託議案の審査について

○委員長（加藤真人議員） 日程第２、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第７号）についての所管部分、議案第３号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、議案第４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議案第５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第１１号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１２号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１５号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１６号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２０号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についての所管部分、議案第２１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について、議案第２２号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第２３号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についての１２議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に１件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても１件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第７号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第７号）の所管部分について、説明をさせていただきます。

事業名、国民健康保険特別会計繰出金、補正予算額４４万１，０００円の減額でございます。国民健康保険特別会計の各種繰出金の確定見込みによるものでございます。財源内訳の国・県支出金は、確定見込みにより各々精査をさせていただくものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金、補正予算額５１６万円の増額でございます。確定見込みによるもので、この主なものは令和５年度療養給付費負担金は精算により、

783万4000円を増加、令和5年度一般会計、事務費補填金の精算金は、国保システムの標準仕様に要する負担金の精算として、受入れるものでございます。財源内訳の県支出金は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして、火葬場運営事業、補正予算額12万円の減額でございます。灯油代金の高騰により燃料費を増額する他、火葬炉バーナー工事の完了により減額をするものでございます。

続きまして、家庭用新エネルギー等普及支援事業、補正予算額394万8,000円の減額でございます。補助金の確定見込みによるもので、町単独事業の住宅用太陽光発電システム設備費補助金で30万円、県事業の太陽光発電設備等設置費補助金で、364万8,000円を減額するものでございます。

続いて、し尿処理費、補正予算額26万3,000円の減額でございます。し尿処理費、自治体負担金の精算見込みによるもので、搬入量実績により、一般会計の負担割合は、当初の27%から26%となっております。

続きまして、一般ごみ収集処理事業、補正予算額990万3,000円の減額でございます。消耗品の町指定袋、ごみ収集投棄委託料は、それぞれの契約差金を減額させていただくものでございます。また、桑名広域清掃事業組合負担金は、分担金の確定により減額をするものでございます。

以上、住民課所管分の説明は以上でございます。

○福祉課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、介護保険特別会計繰出金では、234万円を追加するものでございます。今年度の介護保険事業の見込みの精査によりまして、一般会計からの繰出金を追加するものでございます。

次に、障害者自立支援給付費では、1,054万4,000円を減額するものでございます。障害福祉サービスの給付見込みの精査によりまして、不用が見込まれる扶助費について減額をするものでございます。

次に、低所得者支援給付金では、1,561万5,000円を減額するものでございます。新たに、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯となった世帯に対して行った支援給付金について、事業が完了したことによりその不用額を減額するもので、内容につきましては補正理由欄に記載のとおりでございます。

次に、定額減税補足給付金では486万8,000円を減額するものでございます。所得税及び住民税から減税し切れないと見込まれる方へ行った補足給付について、事業が完了したことにより、その不用額を減額するもので、内容につきましては補正理由欄に記載のとおりでございます。

福祉課所管分につきましては、以上でございます。

○子ども・健康課課長（佐藤信恵課長） 続きまして、子ども・健康課所管部分でござい

ます。

事業名、福祉医療事業では495万9,000円を減額するものでございます。各種医療費の助成金について、今年度末までの申請者数の見込みを精査し、不用額の減額を行うほか、マイナンバーカードの保険証記載事項を確認するためのノートパソコン等備品購入費23万9,000円を計上するものでございます。

事業名、こども園運営費では429万8,000円の減額でございます。シルバー人材センターへの業務委託料や遠足など、こども園が実施した事業の完了に伴い、不用額を減額するほか、令和7年4月より、おむつ廃棄を園で行うための集積保管庫の備品購入費用13万円を計上するものでございます。

事業名、予防費では1,195万7,000円の減額でございます。令和6年10月から新たに開始となった高齢者の新型コロナ予防接種の接種者数の減少見込みによる減額のほか、各種予防接種事業についても見込みを精査し、委託料を減額するなど、補正理由欄に記載のとおりでございます。

事業名、出産・子育て応援事業では、補正予算額115万5,000円でございます。妊婦のための支援給付金の支給に必要な健康かるてのシステム改修費を追加するもので、特定財源として、母子保健衛生費国庫補助金を財源としております。

以上が、子ども・健康課所管部分の説明でございます。

○教育課長（村上 強課長） 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、夢とふれあい教育基金事業では、補正予算額36万円の増額でございます。夢とふれあい教育基金を活用した修学奨学金貸与事業において、繰り上げ償還等のあった2名分について、積立金を追加するものでございます。

事業名、教育総務経費では、補正予算額43万4,000円の減額でございます。いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会、就学支援委員会及び休日部活動地域移行準備委員会の委員報酬の見込みの精査による減額とイベント用長机の廃棄と購入完了による不用額を減額するものでございます。

事業名、学校教育経費では補正予算額48万5,000円の減額でございます。特別支援教育に係る巡回相談員謝金や家庭啓発などの講師謝礼金、またGIGAスクールネットワークオンサイト保守委託料、下校時安全監視員委託料、タブレット端末フィルタリングシステム使用料の見込みの精査により減額するものでございます。

事業名、文化振興諸経費では、補正予算額47万円の減額でございます。文化イベント委託料において、完了による不用額を減額するとともに、文化協会補助金において、年度内の事業見込みの精査による補助金の減額でございます。

事業名、体育振興経費では、補正予算額45万9,000円の減額でございます。児童スポーツ講座委託料とスポーツ少年団補助金において、年度内の事業見込みの精査による

減額でございます。

事業名、町体育館経費では、補正予算額 7 3 万円の減額でございます。光熱水費と体育館管理委託料の見込みの精査や屋根及び外壁塗装工事設計委託業務の請負差金の減額でございます。

事業名、木曽川グラウンド経費では、補正予算額 2 9 9 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。出水時の木曽川グラウンドバックネット移動委託料の不用や、緑化管理委託業務の請負差金などの精査や芝刈り機購入完了による不用額の減額でございます。

続いて、小学校費となります。事業名、学校維持管理経費では、補正予算額 7 3 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。光熱水費とコピー使用料について、見込みの精査による減額でございます。

続いて、中学校費、事業名、学校維持管理経費では、補正予算額 1 6 6 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。光熱水費、プール清掃委託料、コピー使用料について、見込みの精査による減額でございます。また、中学校体育館トイレ改修工事については、完了による請負差金の減額でございます。

以上が、教育課所管部分であり、議案 2 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）についての委員会所管部分のご説明でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

なお、質疑の回数は一議題につき、1 人 3 回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ご発言される方は、手を挙げられ委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくお願いいたします。

ご質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介議員） 家庭用エネルギー等普及支援事業についてですが、これの件数については 0 だったのかと、この計画の初年度ですが、町民の方へ周知徹底された上での、件数なのかをお聞きします。

あと、障がい者医療費助成金 1 2 0 万円と子ども医療費助成金の 3 9 0 万円について、具体的に何でこんなにずれたのかというところをお聞きします。

もう一点、緑化管理委託料が当初より 2 5 5 万円も減ったのですが、何でこんな減ったのかという理由をお聞きします。

○住民課長（伊藤正典課長） ご質問で、家庭用新エネルギー等普及支援事業の件数ですが、まず一つが、住宅用太陽光発電システム設置費の補助金につきましては、当初 4 件の予算計上で、1 件の申し込みで 3 件分が減額になっています。

もう一つの県の太陽光発電設備システムの設置費の補助金については、県の補助金の交付額を上げさせておまして、この件数が結構額の幅が大きいものですから、件数として

の設定はなかったのですけれど、申し込みが0件ということで示させていただいております。

各種それぞれの周知につきましては、町のホームページとあと広報誌にそれぞれ載せてございますし、各社太陽光発電設備の業者さんが、この補助事業に関しましては全国的に行われている傾向がありますので、そこからの問い合わせは随時入っているということで、家庭でそのような太陽光を使われる時は、必ずその設備屋さんが町の方に問い合わせをしてくるケースが多くございますので、この補助金が貰えるか貰えないかという判断、特にもらえるような説明を業者の方がしていただけるということで認識しております。

以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 先ほどの、福祉医療事業でございます。まず、障がい者医療費助成金と子ども医療費助成金の減額理由でございますが、当初予算の段階では、現年度からの伸び率を掛けて予算計上させていただいておりますが、障がい者医療費助成金についても、その伸び率が今年度についてはやや伸びの方が少なくなっていたということでございます。

障がい者医療について、大きな理由はわかりかねるのですが、子ども医療費の助成につきましては、令和4年度に年齢拡大をさせていただいておりますが、昨年までの伸び率がかなり高いものでございました。それが今回については、若干伸び率が落ち着いてきたところでの減額となりました。

以上でございます。

○教育課長（村上 強課長） 続いて、教育課の木曽川グラウンド経費でございますが、緑化管理業務委託におきましては、指名競争入札により契約先を決定しております。その際の入札による請負比率が47%であり、それによる請負差金でございます。

以上です。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○副委員長（古村 護議員） 保健衛生費、保健施設費のオープンレンジの関係ですが、修理不可であったためにオープンレンジを購入するものとされておりますけれども、オープンレンジの現有数と故障した時期はいつだったか教えていただけますか。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） まず、オープンレンジは、現在4台保有しております。購入時期は、4台とも2009年で、16年前に購入しております。

今回、故障したのが1月末で、当初予算には間に合わなかったこと、それから昨年度からかなり、コロナ禍があげまして調理実習の参加者が増えたことから、次の補正まで待つのが困難であると判断し、今回、教室の運営をスムーズに図るために1台分の購入を計上させていただきました。

以上です。

○副委員長（古村 護議員） 今回質問させていただいたのは、今お聞きしたように1月

末に物が壊れたということですが、1件10万円未満の物品の購入に関して、補正に上げなければいけないのかというところがありまして、税法上で言えば、1件10万円未満であればそれは消耗品としての取り扱いになりますので、この科目がなかったのかなということでお聞きしました。

改めて言うまでもなく必要なものがあれば、それこそ流用によってでも予算措置していただいて、早い時期に、本来の目的を達成していただけるようにしていただけるとありがたいなと思ひましてお聞きしました。

以上です。

○委員長（加藤眞人議員） 他に、ご質疑ございませんでしょうか。

○委員（伊藤好博議員） 先ほど、鎌田委員も言われたのですが、入札差金が40何%。その要因ははっきりしていますか。予算の半額以下で安ければいいというものではないと思うし、その目標を達成されるために予算を組んだはずで、40何%というは余りにも低い単価ですが、グラウンド整備のあり方で、今年は安くても、今年度の仕事がしてなかったために、来年度、草が繁茂したとか、いろいろあろうかと思ひます。その要因というのはわかっておりますのか。なんでそこまで下がったのか。その理由をお聞きしたいと思ひます。

○教育課長（村上 強課長） 予定価格の設定において、歩掛りによる積算を組み入れておりますので、その歩掛り上の金額と、入札参加者の方の積算においての金額の差額となる部分でございましたので、業務については、仕様書とおりの施工、管理を受けております。

○委員（伊藤好博議員） もう一つお願いします。

学童保育費ですが、外国人の住民の割合も増えて、子どもさんも増えている中で、なかなか大変だと思ひの中で、これだけの減額が出るというのは、今の学童保育の現状、同じぐらいで外国人が何名ぐらい委託を受けているのか、その現状をお聞きしたいと思ひます。教えていただけませんか。

それから、低所得者支援給付金です。支給対象者も書かれておりますが、予算との差が結構出ています。これはどういう要因でこのような予算の差が出たのか、その理由をお聞きしたいと思ひます。

この2点お願いします。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 先ほどございました、学童保育所についてでございます。まず、現在の登録者数が35名おりまして、そのうち外国人の方については3名と認識しております。お二人についてはご兄弟で、二組のご家庭で3名の外国籍の方がおられると思ひます。

あと、外国人の方も多くなっているのだからお子さんについて、先生の方は手厚くいろいろな対応について、周知をする時には、親御さんへ外国の言葉を使って丁寧に個別に

ご説明していただいたり、対応をしているところでございます。

また、学童保育所費の減額について、今年度予算額を減額させていただいた理由としましては、今年度につきましては、前年度、障がい者加算ということで療育手帳をお持ちの方が入る見込みで上げさせていただいたのですが、実際にはこちらを利用されなかったもので、そちらの加算分について減額させていただいたもので、必要な金額については、前年度とほぼ変わらない金額で、学童保育所費の方は利用料としてこちらの補助金は、申請させていただいておりますので、今回について減額が多かった理由というのはそういった理由からでございます。

以上です。

○福祉課長（黒田和弘課長） 低所得者の支援給付金のご質問でございますが、まず予算等の差が大きいということ補正額が大きいということでございますが、実際に給付にしまして、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使わせていただいておりますのですが、前年度も繰り越し分の方で対応できた部分がございます、これだけ大きい減額、元の予算としては現年度予算で歳入と歳出を取り入れておりましたので、この差がでたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（伊藤好博議員） もう一回、よろしいですか。

学童保育です。先ほどご説明いただいてよくわかったのですが、精査により委託料の減額だけで、下に説明文はあったのですが、この障害児加算分が見込んでいたような利用でなかったためという説明文があったのですが、ほとんどこの障害者のその加算分と見ていいのか。それは障害者の加算分として、この金額丸々なのか、国、県の補助もあるので、そこのところの内訳は、どうなっておりますでしょうか。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 先ほどの今回減額させていただいた分は、丸々、障害者の加算分でございます。あと、国と県と市町の補助割合としましては、国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1となっております。

以上です。

○委員長（加藤真人議員） よろしいでしょうか。

○委員（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第3号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第3号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条1項では、補正額を規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,156万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,302万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。内容につきましては、歳出予算書事業説明で説明させていただきます。

事業名、一般被保険者療養給付費、補正予算額3,017万円の増額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、一般被保険者療養費、補正予算額46万1,000円の増額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、一般被保険者高額療養費、補正予算額180万9,000円の増額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、保険給付費等交付金償還金、補正予算額3万円の増額でございます。過年度に交付された特別交付金等の精算に伴う償還金でございます。

以上が、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第4号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第4号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項では、補正額を規定しており、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,284万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億684万円とするものでございます。

2 項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。内容につきましては、歳出予算書事業説明で説明させていただきます。

事業名、後期高齢者医療広域連合納付金、補正予算額 1, 218 万 2, 000 円の増額でございます。納付金の確定によるもので、主なものは、保険料負担金では、本算定により 570 万 5, 000 円増額。保険基盤安定負担金では、94 万 2, 000 円減額。共通経費負担金では、事務費等の確定により 41 万 6, 000 円減額。令和 5 年度療養給付費負担金精算金 783 万 5, 000 円増額は、前年度の療養給付費の精算によるものでございます。

以上が、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 5 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（多賀晶子課長補佐） 議案第 5 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明をさせていただきます。

令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 020 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6, 864 万 5, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

詳細につきまして、歳入歳出予算事業説明にて、ご説明をさせていただきます。

事業名、一般管理費、198 万円の減額でございます。報酬改定に伴うシステム改修費において、当初予定しておりました改修が前倒しになったことから、その費用額を減額するものでございます。

賦課徴収費、補正予算額 27 万 5, 000 円でございます。介護保険システムへの印字機能を追加するためのシステム改修費用でございます。

事業名、保健サービス等諸費、補正予算額 1, 705 万 2, 000 円でございます。介

介護保険サービスの給付について、サービスごとの今年度の給付見込みを精査し、予算に不足が見込まれるサービス給付費について追加するものです。居宅介護給付費では、2,772万3,000円の増額となり、特に通所系サービスの伸びが大きくなっています。その他サービス負担金は、補正理由欄記載のとおりでございます。

事業名、高額介護サービス費、補正予算額36万6,000円でございます。高額介護サービスの給付について、今年度の給付見込みを精査し、予算に不足が見込まれる負担金について追加するものでございます。

事業名、介護予防ケアマネジメント事業費、30万円を減額でございます。介護予防のケアプランの作成に係る委託料について、今年度の件数の見込みを精査し、減額するものでございます。

以上、議案第5号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明についての説明です。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第11号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第11号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

三重県域における保険料水準の統一化に向け、保険料算定方式を3方式に改正すること。および、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることから、本条例を改正するものである。木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。右側が改正案となっております。今回の改正内容は3点ございますので、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、1点目の資産割廃止に関する改正について説明をさせていただきます。

保険料につきましては基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額から

構成されておりました、それぞれの条項において、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の算定がされております。

第13条につきましては、基礎賦課額に関する条文で、条文中の資産割額の文言を削除、また、第15条の基礎賦課額の資産割額の算定条文を削除するものでございます。

第16条では、基礎賦課額の保険料率を定めておまして、第1号では、所得割100分の40相当、第2号では資産割100分の10相当とあるものを、第2号の資産割を減額し、第1号の所得割を100分の40から100分の50に改正をさせていただくものでございます。

第16条の3、第16条の6の5、第16条の6の6は、後期高齢者支援金等賦課額に関して、先ほどの基礎賦課額と同様に、資産割に関する条文を削除、改正させていただくものでございます。

また、第16条の8、第16条の10、第16条の11の介護納付金賦課額に関しましても、同様に資産割に関する条文を削除、改正するものでございます。

次に、2点目の賦課限度額に関する改正について説明をさせていただきます。

このたびの改正は基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額それぞれの限度額の改正を行うものでございます。

第16条の6の6、基礎賦課額の限度額を65万円から66万円に、第16条の6の12、後期高齢者支援金と賦課額、限度額を24万円から26万円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、賦課限度額が3万円引き上がり、介護納付金の賦課額を含め、総額で109万円となります。

最後3点目に、低所得者の保険料の減額に関する改正について説明を申し上げます。

第23条では、賦課限度額の改正による軽減限度額を改正するほか、第2号は、5割軽減に関する条文で、保険料の応益分の軽減判定に用いる基準額を29万5,000円から30万5,000円に、また、3号では2割軽減の判定に関する条文で、軽減判定に用いる基準額を54万5000円から56万円に改めるものでございます。

第3項では、後期高齢者支援金等賦課分、第4項では介護納付金分に準用する条文でございます。

第23条の4では出産被保険者の保険料の減額に関して賦課限度額の改正により、同様に軽減の限度額を改正するものでございます。

条文末尾の附則でございます。

施行期日としてこの条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしましては、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上が、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でござ

います。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第１２号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第１２号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございますが、災害関連死についての規定を追加するとともに文言等を整理するため、本条例の一部を改正するものである。本条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

まず、第４条では、各号において、兄弟姉妹の取り扱いについて規定をするものでございます。

次に、第１６条といたしまして、このたびの災害弔慰金等支給審査委員会を設置する旨の規定を追加するものでございます。

また、このほか、あわせて、法律の条番号や文言の整理を行うものでございます。

下段附則でございますが、第１条といたしましては、施行期日は公布の日から施行し、第２条におきましては、木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、災害弔慰金等支給審査委員会の報酬について、次のとおり表に加えるものでございます。

以上が、議案第１２号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで休憩いたします。開始は、１０時１５分とします。

午前 ９時５７分休憩

午前１０時１５分再開

○委員長（加藤真人議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第１５号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議案第１５号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明させていただきます。

木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由としまして、近年の夏場の暑さを踏まえ、これまで町体育館の冷房使用が、小学校のほか、教育委員会事業での使用に限定しておりましたが、令和７年度以降は使用料金を徴収することで、すべての利用時間において、冷房運転を認めることに伴い、室料を含めた木曽岬町体育館の使用料の改正を行う必要があります。木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要があります、これが、この議案を提出する理由でございます。

改正内容についてでございますが、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第７条では、使用料を別表に定めることとしております。この使用料の別表でございますが、別表全体の改正をしております。後程ご説明させていただきます。そして、使用料については、ただし、冷房使用料は後納することができるを追加しております。これは、当日の天候により、使用されないことが想定されることから、後納することができるとし、利用団体が利用しやすい方式で計画しております。

第８条では、使用区分に社会体育施設利用登録団体使用とスポーツ少年団登録団体使用を追加し、実情に合わせております。そして、別表使用料金表でございますが、こちらが現行でございます。こちらが改正案でございます。使用区分ごとに室料（電気料を含む）と、冷房使用料を定めております。この使用料設定の考え方は、必要となる電気料金実費を基本に、受益者負担率を使用区分ごとに考慮しております。

使用区分の１、町民スポーツ愛好者グループ及び社会体育施設利用登録団体使用は、受益者負担７０％とし、２の事務所、工場等団体使用は、受益者負担１００％、３のスポーツ少年団登録団体使用は室料（電気料含む）は無料とし、冷房使用料は受益者負担３５％、４の文化協会加盟団体及び社会教育を目的とする講習会等使用の室料（電気料含む）は、現行の１時間当たり１００円を３０分当たり５０円に置き換えております。

冷房使用料は受益者負担 70%とし、それぞれ 30 分当たりとする使用料を別表のとおり定めております。

そして別表 2 は、町民スポーツ愛好者グループ及び社会体育施設利用登録団体使用が、体育館の一部を使用する場合の使用料を備考として付け加えております。

次に附則でございます。

施行期日、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

そして、経過措置として、改正後の規定はこの条例の施行日以降の体育館の使用から適用し、施行日前の使用については、なお従前の例によること。

ただし、周知期間を考慮するため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における町民スポーツ愛好者グループ及び社会体育施設利用登録団体使用の場合の使用料のうち、室料（電気料含む）については、なお従前の例によることとしております。

議案第 15 号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

○委員（伊藤好博議員） ここの中で施行が 7 年の 4 月 1 日からとあるのですが、前の全協で聞いた時にはまだ、各団体に行き届いてないようなことを答弁されていたのですが、各団体の通知は、全部使用者に行き届いていますか。

○教育課長（村上 強課長） 11 月の全協の後、日頃から利用されている団体の方々には、条例改正に向けた方向性のご説明をさせていただき、その際には、室料の料金表については、2 年後に適用とするということの方向性をご説明させていただいております。皆様には、事前のご案内は終えております。

以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤好博議員） はい。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議案第 16 号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるもの

とする。

下段、提案理由としまして、木曽岬町中学校武道館の使用料を改正することに伴い、木曽岬町立学校施設の使用料の改正を行うこととなった。木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第8条では、使用料を別表に定めることとしております。使用料別表でございますが、別表の一部を改正しております。後程ご説明させていただきます。

そして、使用料を減額し、または免除することができるときとしまして、現行のただし書きから、ただし書きを第1項から独立して、改正案では、第2項として列記しております。

第4号には、スポーツ少年団登録団体が、その活動で使用するときに加えております。

そして、別表使用料金表でございますが、上段が現行でございます。下段、改正案でございます。下段の改正案、木曽岬中学校武道館の項中、1回につき1,000円を木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例別表に定める使用料の半額とするに改め、木曽岬中学校体育館の施設利用料算定方式と同一としております。

そして、木曽岬中学校体育館の項中、木曽岬町体育館使用料金を木曽岬町体育館使用料とする改めも行っております。

そして、別表の中に、3として、スポーツ少年団登録団体が、その活動で使用するときは、上表によらず、無料とすると加えております。

次に附則でございます。

施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。

ただし、別表の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

そして経過措置として、改正後の規定は、この条例の施行日以降の施設の使用から適用し、改正備前の使用については、なお従前の例によることとし、先ほどの木曽岬町体育館の使用料改正の経過措置と同様の期間を規定しております。

議案第16号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算の所管部分について、歳出予算書の事業説明において説明をさせていただきます。

事業名、人権啓発事業、本年度予算額80万2,000円でございます。事業説明欄、主なものは、人権啓発活動活性化事業委託金は、県からの委託事業として、人権講演会の開催を予定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金、本年度予算額5,827万7,000円でございます。事業説明欄、主なものは、国民健康保険財政基盤安定繰出金は、国保法に基づく保険料軽減に対し、県4分の3、町4分の1。また、中間所得層への支援として、保険料軽減に対し、国が2分の1、県と町が4分の1の負担をするものでございます。未就学児均等割保険料負担金繰出金は未就学児の被保険者均等割額の軽減に対し、国が2分の1、県と市町が4分の1の負担をするものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、後期高齢者医療広域連合負担金、本年度予算額146万6,000円でございます。広域連合共通経費負担金の算出は、均等割で10%、人口割で45%、高齢者割で45%の割合によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金、本年度予算額1億796万2,000円でございます。事業説明欄、主なものは、後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金は、医療給付費の12分の1を、保険基盤安定繰出金は、保険料の軽減相当額を、共通経費繰出金の算出は、均等割で10%、人口割で45%、高齢者割で45%の割合によるもので、その他事、業説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、国民年金費、本年度予算額6万8,000円でございます。各種届け出の郵送等にかかる費用を計上するものでございます。

続きまして、狂犬病予防対策事業、本年度予算額70万5,000円でございます。事業説明欄、主なものは、動物等の死骸処理に係る職員の特殊勤務手当や、処理業務委託料のほか畜犬、猫の避妊等の手術補助金55件分を計上するものでございます。

続きまして、火葬場運営事業、本年度予算額384万7,000円でございます。事業説明欄の主なものは、火葬業務委託料は、令和5年度から3か年の契約をするものでございます。

続きまして、家庭用新エネルギー等復旧支援事業、本年度予算額137万5,000円でございます。家庭用の新エネルギー等の普及支援事業の補助金4件分のほか、三重県の

太陽光発電設備補助金を計上するものでございます。

続きまして、し尿処理費、本年度予算額５５６万３，０００円でございます。事業説明欄の桑名・員弁広域連合構成自治体負担金の算出は、団体数割が１０％、利用割で９０％で搬入見込みにより一般会計が２３％、農業集落排水会計が７７％の負担としているものでございます。

続きまして、一般ごみ収集処理事業、本年度予算額１億３４４万１，０００円でございます。事業説明欄、主なものは、家庭ごみ収集用町指定袋等の購入は、原材料等の影響により前年度より２割程度減額をしております。また、ごみ収集登記委託料は、家庭ごみの年間収集委託料で令和６年度を初年度とした３か年の契約をしているものでございます。また、下から２段目、桑名広域清掃事業組合負担金は、平等割、人口割、実績割に応じた負担で、本町の負担割合は全体で４．８４％となっており、物価の影響により、管理運営費が前年度より３００万円程度増額をしております。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

続いて、資源ごみ収集処理事業、本年度予算額９２２万８，０００円でございます。事業説明欄、主なものは、資源ごみ回収事業地区報奨金は、毎月実施いただく各地区への報償金、資源ごみ回収委託料は、各地区で実施される資源ごみの回収に係る業務委託料で、令和５年度から３か年の契約をしているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、環境衛生費、本年度予算額６９万５，０００円でございます。事業説明欄、主なものは、環境審議会委員１０名分の委員報酬、公用車リース料は電気自動車のリース料、桑名・員弁広域連合構成自治体負担金は、広域的な環境保全に対する負担金でこの算出が、均等割が５０％、人口割が５０％となっております。

最後、公害対策費、本年度予算額６１万４，０００円でございます。臭気や騒音などの調査測定に関する費用を計上するものでございます。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○福祉課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、本年度予算額２７３１万３，０００円でございます。町社会福祉協議会への補助金のほか、在宅福祉事業補助金、戦没者追悼式の開催経費など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

次に、社会福祉施設費では本年度予算額２６２万４，０００円でございます。福祉教育センター輪心乃里、ふれあいの里の建物火災保険などの施設維持管理費のほか、経年劣化に伴う不具合により、使用に支障のある地域包括支援センター事務所内の事務机や耐用年数を経過したＡＥＤの更新費用など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金では、本年度予算額１億１５９万１，０００円でございます。介護保険法で定められている自治体公費負担分や、安定した介護保険事務を行うた

めの事務費分の介護保険特別会計への繰出金で、介護保険低所得者保険料軽減国県負担金を特定財源としております。

次に、障がい者福祉費では、本年度予算額1,859万5,000円でございます。心身障害者福祉年金のほか、障害者相談支援業務に係る委託料や負担金、補装具等の交付に伴う扶助費など、事業説明欄に記載のとおりで、障害者自立支援給付費等、国県負担金などを特定財源としております。

次に、障害者自立支援給付費では、本年度予算額1億3,291万8,000円でございます。介護給付の生活介護のほか、就労に向けた訓練等給付や障害児の通所給付などの自立支援給付費で、その詳細は事業説明欄に記載のとおりで、障害者自立支援給付費と、国県負担金を特定財源としております。

福祉課所管部分のご説明は以上でございます。

○子ども・健康課課長（佐藤信恵課長） 続きまして、子ども・健康課所管部分でございます。

事業名、福祉医療事業では、本年度予算額4,826万4,000円でございます。主なものは、扶助費で、その総額は4,370万1,000円となり、詳細は、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、児童手当及び子ども手当事業では、本年度予算額1億390万6,000円でございます。予定対象者数を620人と見込み、児童手当費をはじめ、児童手当の支給に係る経費のほか、今年度は、システム改修委託料を計上しており、児童手当及び子ども手当、国、県負担金を特定財源としているものでございます。

事業名、衛生総務費では、本年度予算額、642万3,000円でございます。休日応急診療所運営費負担金や、海南病院への救急センター運営補助金など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、予防費では、本年度予算額、2,391万5,000円でございます。各種予防接種に係る委託料など、事業説明欄に記載のとおりでございます。なお、前年度に対して433万5,000円の増額となっておりますが、令和6年度より、18歳以下の子供のインフルエンザ予防接種の助成、及び高齢者新型コロナウイルスワクチンの接種が追加されたことによるものでございます。

事業名、母子保健医療対策総合支援事業では、本年度予算額195万3,000円でございます。令和7年度より、新たに1か月児健康診査委託料を計上するとともに、助産師による子育て相談業務や産後ケア事業、産婦健康診査等の委託料など、事業説明欄に記載のとおりで、国の母子保健衛生事業費、国庫補助金を特定財源としております。

事業名、がん検診事業費では、本年度予算額638万6,000円でございます。各種がん検診の委託料など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

最後に、事業名、がん患者療養支援事業費では、本年度予算額67万8,000円でご

ざいます。県の補助金を財源として、訪問看護や入浴サービス、福祉用具の利用に対して補助を行うもので、療養支援補助金のほか、通知の郵送代等を計上しております。

以上で、子ども・健康課所管部分の説明を終わります。

○教育課長（村上 強課長） 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、夢とふれあい教育基金事業では、本年度予算額 3 3 9 万円でございます。夢とふれあい教育基金を特定財源として実施する就学奨学金貸与事業において、貸与者 4 名分の奨学金 1 6 8 万円及び貸付金の返還者 9 名分の返還金積立金として 1 7 1 万円を計上しております。

事業名、教育総務経費では、本年度予算額 2 2 3 万 7, 0 0 0 円でございます。令和 7 年度は、休日部活動地域移行準備委員会の報酬を計上しております。木曽岬 A Z クラブから各種目の指導者を休日の部活動に派遣いただき、教員とともに指導を行う木曽岬町休日部活動地域移行実証事業の立ち上げを計画しております。この実証事業を通じて、部活動地域移行の課題や問題点を把握するとともに、指導者の確保を進めたいと考えております。令和 8 年度を目標に、休日の部活動の地域移行を目指していきます。

事業名、学校教育経費では、本年度予算額 2, 2 9 4 万 7, 0 0 0 円でございます。土曜チャレンジスクールの経費や、G I G A スクール推進事業における通信設備やタブレット端末の保守管理経費、学校司書を配置する学校図書室管理業務や、小学校の下校時安全監視員の経費などを計上しております。また、統合型校務支援システム導入費 5 3 7 万 9, 0 0 0 円については、校務管理や、学籍管理などの機能を持つ校務支援システムを桑名市との同時調達により導入する経費です。システムを小中学校及び教育委員会に導入することで、教員の業務改善を強く推進していきます。システム導入により、成績や出欠が一元的に管理され、通知表や調査書、指導要録に反映されるなど、これまでの成績処理の事務作業の大幅な削減が見込まれます。また、密な情報共有により、児童生徒にきめ細やかな指導が可能になるほか、情報の一元管理により、高いセキュリティーで情報を保護することが可能になります。また、特定財源として講師謝礼金に対する補助金として、学校支援地域本部推進事業補助金を受けるものでございます。

事業名、社会教育諸経費では、本年度予算額 2 2 9 万 6, 0 0 0 円でございます。社会教育委員の報酬や、各種団体への補助金などを計上しております。木曽岬町未来塾補助金につきましては、県支出金の学校支援地域本部推進事業補助金を財源としております。

事業名、文化振興諸経費では、本年度予算額 2 4 9 万円でございます。町の文化振興のため活動している文化協会への補助金のほか、教育委員会が主催する文化イベントの開催経費等の経費を計上しております。

事業名、放課後子ども教室推進事業は、本年度予算額 1 4 0 万円でございます。北部公民館で実施するホリデー教室の経費を計上しており、講師謝礼金や教室の材料費などを計

上しております。なお、この事業につきましては、県支出金の放課後子ども教室推進事業補助金を財源としております。

事業名、公民館諸事業経費では、本年度予算額 8 7 万 8, 0 0 0 円でございます。公民館講座等の経費で、講師謝礼金などを計上しております。

事業名、体育振興経費では、本年度予算額 8 2 4 万 6, 0 0 0 円でございます。町が実施するスポーツ系講座の開講経費や、美し国三重市町対抗駅伝に出場するための運営委託経費、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体への補助金などを計上しております。

事業名、町体育館経費では、本年度予算額 1, 0 3 1 万 4, 0 0 0 円でございます。町体育館の維持管理費を計上しており、A E D の更新年度であり、購入費を計上しております。

事業名、木曽川グラウンド経費では、本年度予算額 5 7 0 万 3, 0 0 0 円でございます。木曽川グラウンドの維持管理費用を計上しております。

事業名、学校給食運営費では、本年度予算額 4, 5 5 9 万 6, 0 0 0 円でございます。学校給食を実施するための材料費や光熱水費を計上しております。材料費については、令和 7 年度は小中ともに 1 食当たり 4 0 円増額し、小学校 3 2 0 円、中学校 3 6 0 円としております。なお、保護者負担となる給食費については据え置きとし、小学校 3, 2 0 0 円中学校 3, 4 0 0 円でございます。また、給食配送車が老朽化していることから更新費用を計上しております。

事業名、給食センター維持管理経費では、本年度予算額 4 6 7 万 2, 0 0 0 円でございます。ここでは、学校給食の安定した実施を図るため、給食センターの維持管理費用であり、その主な内容は、厨房内の清掃業務を計上しております。また、給食用コンテナの購入費用を計上し、食管や食器など、配送回収に使用することで衛生管理の改善を図ります。学校給食運営費でご説明しました給食配送車には、リフト機能を付け、食管や食器を給食用コンテナに搬入し、コンテナを使用しての配送を行うこととしております。

続いて、小学校経費、事業名、学校維持管理経費では、本年度予算額 1, 7 8 6 万 3, 0 0 0 円でございます。小学校の維持管理費用を計上しており、校舎清掃の委託を行うほか、ふれあいホール空調設備に不具合がありますので、空調設備更新工事設計業務委託にて請求を行います。また、A E D の更新年度であり、購入費を計上しております。そして、熱中症対策としまして、家から持って、来てもらいました冷感タオルや保冷剤、ネッククーラーなどをもう一度凍らせ、下校時にも有効活用ができるように冷凍庫を各教室に設置する費用を計上しております。また、水筒が空になった場合、冷水を補充し、日中や下校時に十分に水分補給ができる体制を整えるために、製氷機を保健室に設置する費用を計上しております。

事業名、教材整備費では本年度予算額 1 6 6 万 2, 0 0 0 円でございます。授業に必要な教材の購入経費が主なもので、教師用指導書購入のほか、備品購入費では、図書室用図

書の購入費用を計上しております。

続いて、中学校費の事業名、学校維持管理経費では、本年度予算額1,428万9,000円でございます。中学校の維持管理に係る経費であり、小学校費と同様に、AEDの更新年度であり、購入費を計上しております。

事業名、教材整備費では、本年度予算額474万6,000円でございます。授業に必要な教材の購入経費が主なもので、教科書採択替えに伴う教師用指導書購入のほか、備品購入費では、図書室用図書の購入費用を計上しております。

事業名、教育振興経費では、本年度予算額82万9,000円でございます。学級集団・学力状況等調査のほか、生徒用パソコンのリース料を計上しております。

以上が、教育課所管部分であり、また、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について、委員会所管部分のご説明でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

○副委員長（古村 護議員） 数点お願いします。

まず、一点目、50ページになりますが、三重県太陽光発電設備等設置費、個人向けの補助金ですが、これは前年度は400万円程度あったと思うのですが、今年度は97万2,000円ということで、これは件数とか或いは頭出し予算なのかそのようなところを教えていただきたいです。

次に、88ページ、こども園運営費の業務委託料1,939万4,000円。この内容、例えば人員などを教えていただけるとありがたいです。

96ページになります。最終段、備品購入費36万9,000円の内容を教えていただけるとありがたいです。

182ページ、最下段、配送車更新の関係ですけれども、先ほど説明の時に少しありましたリフト付きの車ということでお聞きしましたけれども、これは車両としては普通車両なのか中型車両なのか、また、機能として例えば保冷库等、また、冷房があるのか、そういった機能は外側のコンテナ等の冷房機能があるのか教えていただきたいと思います。

次のページ、給食センター維持管理経費の關係の給食用コンテナですが、先ほどの説明では食管食器等の更新、それから什器類の更新等も行うということですが、基本的にちょっとわからないのはその給食用コンテナというのは、大きなものがあってその中に入れていくということなのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○住民課長（伊藤正典課長） 家庭用新エネルギー等の普及支援事業でございますが、三重県の太陽光発電設備等の設置費補助金の件数なり額なりという話でございますが、昨年度も当初は100万円程度の頭出しをさせていただいて、県からの交付決定があつて昨年

度も9月の補正で、360万円ほどの総額で補正をさせていただいたということがございますので、また今年も交付決定がされ次第、補正というような段取りでおります。

以上でございます。

○教育課長（村上 強課長） 事業名、学校給食運営費の配送車更新でございますが、配送車は、2トンのディーゼル、2,998ccを計画しております。冷房の機能がないコンテナとなっております。

事業名、給食維持管理経費にございます給食用コンテナでございますが、先ほどの配送車の荷台にありますコンテナの中に運び込むための、台車付きのコンテナで、食器や食管を密閉する形で、大きな運搬用の台車付きコンテナに寄せ、台車の形で給食配送車のリフトに乗せ、持ち上げて車両の中に運び入れ、配送を行う計画としております。

以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） まず、こども園の委託料についてでございます。こども園の運営費の中の業務委託料でございますが、内訳としましては、まず、保育業務の委託料の派遣の保育士の4名分と、あと、シルバー人材センターにお願いするおむつ回収が、令和7年度から追加で、今まで隔年で回収していたものを週1回おむつ回収になりますのでそちらの回収費、あとそれとあわせて、車両の使用料が入っております。

あと、その他、シルバー人材センターにお願いしている保育補助でお願いしている職員についての業務委託料になっております。

続いて、保健施設費の備品購入費についてでございます。こちらについては、AEDの更新時期になってございますので、そちらの方の新たに購入する費用の方を予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（古村 護議員） ありがとうございます。最後に聞いた教育の関係の車両、気にしていたのは側があってその中にコンテナ入れるってことですのでそれでいいのですが、近年、随分温暖化というか、暑くなってきたものですから食中毒等のリスクを考えると、外気と遮断をどのようにするのかというのがあってお聞きしました。そのために保冷とかあるのかを聞いたのですが、先ほどのもので十分であればそれで結構です。ありがとうございます。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○委員（後藤紀子議員） まず、49ページのグリーンカーテン事業。これは、桑名・員弁広域環境基本計画が平成26年から令和5年度と書いてあるのですが、今だと町独自でやられているのかなと思うのですが、これについて、町民の方からの希望なのかどうかを教えてください。

次に、50ページ。先ほど古村議員からもありましたが、私からは、かなり前からやられている補助金のものだと思うのですが、最初に設置した方と違ってだんだん壊れ

てきていると思うのです。それに対しての壊れたものを新たに付けるとか新たに直して使うとか、そういうものの補助金があるかどうかも教えていただきたいです。

次が、57ページ、公害対策費です。下の内訳のところ臭気測定委託料とか、騒音振動調査委託料はわかるのですが、吸着マット等というのがあります。吸着マットは、私の中ではオイル吸着マットかなと思っているのですが、これは使用するかもしれないから載せているのか。もう使用しているから、載せているのかということと、あと去年も同じ金額で載せていたのですが、これ何枚かわからないので、何枚買って何枚使用したのかを一緒に教えていただきたいです。

以上です。

○住民課長（伊藤正典課長） まず、グリーンカーテン事業に対してのご質問ですが、グリーンテックカーテン事業につきましては、桑名・員弁広域基本計画の中でも、現在、令和6年度以降も進めていく事業の一つということで考えております。

住民さんに対する周知ということでしたか。最後はどういうことでしたか。

○委員（後藤紀子議員） 周知というよりも、住民さんが希望されているのか、独自だったら、希望していないとやらないと思ったので。希望されているのかどうかを聞きたいです。

○住民課長（伊藤正典課長） 毎年5月の連休明けに第2日曜日をめに、緑のカーテンで使うゴーヤの苗、今ゴーヤの苗を配らせていただいております。それとともに、桑名・員弁広域連合で作製される、いわゆる汚泥肥料も一緒に配らせていただいております、どちらも用意したゴーヤでいくと1,000鉢、肥料でいくと200袋という両方、すべて完売というかご盛況で皆さん取りに来ていただいておりますので、この需要はあるのかなと考えておりますので、引き続きやらしていただくことで、考えております。

2点目の、少し順番入れ違いますけど、家庭用新エネルギー等の支援事業費でございますが、太陽光パネルが大体25年というスパンで期限が来るのかということを考えておりまして、いまだこれの買い替え、取りかえの問い合わせは今のところない状況でございます。

今後考えていく必要はあるのかなということは認識しておりますが、今のところその要望も含めて、問い合わせもないというような状況でございます。内容につきましてはまた今後の計画の中で決めていきたいと考えております。

最後は公害対策費の吸着マットでございますが、住民課で、油漏れがあった時に即時対応するために、吸着マットを用意させていただいて、吸着マットが必要な時にうちが貸し出すということで、うちが保管をしております。

これを貸し出した枚数が今、わかりませんが、例えば一般の方であったり事業所であったり、交通事故も含めてですけれど、油漏れがあった時にこの吸着マットを一旦貸し出す。貸し出したマットにつきましては、返していただいたり、お金で払っていただいたり

というようなことで運用をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 後藤委員、よろしいですか。

○委員（後藤紀子議員） 2点目の太陽光パネルの話ですけれど、パネル自体は25年ぐらい持つと思うのですけれど、名前がわからないけれど分電盤みたいな、溜めていくあそこの機械、あれが10年から15年だって私聞きました。あれが壊れている家が結構あると思うのです。それで使えなくなったりだとか、そういうところに対しての補助金があるかどうかを教えていただければと思います。

○住民課長（伊藤正典課長） 現在の町の補助金ではパネルのみとなっていますので、いわゆる、私も名前を忘れましたけれど、パワコンですか。これは確かに10年ぐらいで壊れるとは聞いておりますので、皆さん10年ぐらいで買い替えているとは思いますが、うちの補助金はパネルのみということになっています。

よろしくお願いします。

○委員長（加藤真人議員） よろしいですか。

○委員（後藤紀子議員） はい。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博議員） 生活困窮費は、社協へ委託する500万円だと思うのですが、これは今年度、新たな事業に当たるわけですか。それだけ新しい事業であるということがどうかということと、社協へ委託するかどうかをお聞きしたい。

○福祉課長（黒田和弘課長） 委員ご質問の件でございますが、6年度につきましては、年度途中に、県の補助金がつきまして、9月の補正予算で計上させていただいております。もうすでに事業は、お見込みのとおり、社会福祉協議会へ委託をしまして、そちらで相談業務に当たっていただいておりますということで、令和7年度につきましては、2年目との事業となります。

以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤好博議員） はい。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第21号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

令和7年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億800万円と定め、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を3,000万円と定め、第3条では、歳出予算の流用規定を定めたものでございます。

歳出の主な事業は、歳出予算書、事業説明において説明させていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額337万4,000円でございます。事務処理の効率化を図ることとした業務委託など、経常的な事務経費を計上しております。

事業名、賦課徴収費、本年度予算額212万2,000円でございます。納付書などの諸用紙や郵送代のほか、最下段の保険料賦課処理委託料は、年間業務に要する委託料を計上するものでございます。

事業名、運営協議会費、本年度予算額12万3,000円でございます。6名分の委員報酬などを計上するものでございます。

事業名、療養給付費、本年度予算額3億9,487万5,000円でございます。医療費の保険者負担分を支給するもので、前年度比較で156万円、率にして0.4%の減となっています。財源内訳の県支出金は、事業費の全額を普通交付金で受入れるものでございます。

事業名、療養費、本年度予算額364万5,000円でございます。鍼灸マッサージなどの医療費や施術料、補装具の保険者負担分を支給するもので、前年度比較で31万円、率にして9.3%の増となっています。財源内訳の県支出金は、事業費の全額を普通交付金で受入れるものでございます。

事業名、審査支払手数料、本年度予算額199万6,000円でございます。診療報酬明細書の審査にかかる手数料で、1件当たり60円でございます。

事業名、高額療養費、本年度予算額6,075万円でございます。医療費の自己負担分が負担限度額を超えた場合に支給するもので、前年度比較で347万円、率にして5.4%の減となっています。財源内訳の県支出金は、事業費全額を普通交付金で受入れるものでございます。

事業名、高額介護合算療養費、本年度予算額36万円でございます。3件分を見込むものでございます。財源内訳の県支出金は、事業費全額で普通交付金を受入れるものでございます。

事業名、出産育児一時金、本年度予算額400万円でございます。支給額は50万円で8件分を見込むものでございます。

事業名、葬祭費、本年度予算額75万円でございます。支給額は5万円で、15件分を

見込むものでございます。

事業名、医療給付費分、本年度予算額1億4,717万1,000円でございます。前年度に対し344万4,000円、2.4%の増額でございます。三重県における令和7年度の納付金の仮算定では、被保険者の減少が見込まれるものの、1人当たりの医療費の増額が見込まれることにより、県全体での納付金は前年度と比較して、2.3%減少にとどまっております。本町の納付金は、他市町と比べ、被保険者数の減少率が低いことから、増額となっております。

事業名、後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,023万9,000円でございます。前年度に対し125万3,000円、2.4%の減額でございます。

事業名、介護納付金分、本年度予算額2,000万3,000円でございます。前年度に対し99万8,000円、5.3%の増額でございます。

事業名、特定健康診査等事業費、本年度予算額1,144万9,000円でございます。事業説明欄のうち、未受診者対策事業委託金委託料は、外部委託による未受診者対策を図るものであり、事業費の全額が特別交付金として交付されるものでございます。財源内訳の県支出金のうち、特定健診等負担金は、基準額の3分の2の受け入れを見込むものでございます。

事業名、保険給付費等交付金償還金、本年度予算額2,000円でございます。過年度国県支出金の償還金を頭出しするものでございます。

以上で、令和7年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務当局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第22号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第22号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

令和7年度三重県桑名郡木曽岬町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,100万円と定め、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳

出予算によるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、1,000万円と定めたものでございます。

歳出の主な事業は、歳出予算書、事業説明において説明させていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額203万1,000円でございます。資格管理等に要するシステム機器の関連経費を計上しております。財源内訳のその他は、一般会計から事務費負担分の繰入金を見込むものでございます。

事業名、賦課徴収費、本年度予算額125万9,000円でございます。保険料徴収に係る諸用紙印刷や納入通知書作成にかかる委託料を計上しております。財源内訳のその他は、一般会計から事務費負担分の繰入金を見込むものでございます。

事業名、後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億8,650万8,000円でございます。事業説明欄の主なものは、歳入で受け入れる保険料相当額や療養給付費等の負担金で、納付金額総額で、300万円余減額しており、主なものは、保険料負担金で230万円余の増額、療養給付費負担金では、算定の基礎となる、前々年度の療養給付費等の実績により、560万円余の減額でございます。財源内訳のその他は法律に基づく、一般会計からの繰入金や事務費負担分の繰入金を受入れるものでございます。

以上で、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（多賀晶子課長補佐） 議案第23号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和7年度三重県桑名郡木曽岬町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出予算書、事業説明にてご説明させていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額352万7,000円でございます。医療と介護を

連携する電子連絡帳トマッピーネットワークの支援事業や、介護保険被保険者の管理システムの保守業務委託料のほか、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、保健サービス等諸費、本年度予算額 6 億 3, 5 1 8 万円でございます。この予算は、介護保険事業予算歳出額の約 9 3 % を占めており、要介護及び要支援者に対し、介護サービス等に係る給付費負担を行うために、居宅介護サービス給付費では、在宅者に必要な訪問介護や通所介護サービス等の実施、施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設サービスの給付費等を予算計上したもので、国、県支払基金の介護給付費負担金等を特定財源とするものです。中でも施設入所においては、1 人当たりの給付が大きく、給付費の約半分を占めております。介護老人福祉施設、いわゆる特養への入所者数を一月 2 4. 6 人、また、介護老人保健施設、いわゆる老健の入所者数を、7 0. 8 人と見込み、前年度に比べ約 2, 0 0 0 万円増額計上しております。また、居宅介護サービス費のデイサービスやデイケアの利用者も増加しているなど、令和 6 年度の実績から給付額を見込み、予算を計上させていただいております。その他給付については、事業説明欄記載のとおりでございます。

事業名、介護予防生活支援サービス事業費、本年度予算額 1, 4 7 3 万 2, 0 0 0 円でございます。訪問型通所型サービス事業に係る委託料や負担金、筋力アップ教室などの介護予防教室を実施するため、インストラクター謝礼金などで、国、県支払基金からの地域支援事業交付金等を特定財源とするものでございます。町が指定する事業所への通所型サービスの利用者が年々増えており、ひと月に 3 0 から 4 0 名ほどの利用者が町内事業所をはじめ、弥富市など、近隣の事業所で予防サービスを利用しております。

事業名、総合相談支援事業費、本年度予算額 1, 4 5 9 万 4, 0 0 0 円でございます。地域包括支援センターの運営に必要な経費で、事業説明欄に記載のとおりでございます。この事業は、国・県地域支援事業交付金等を特定財源とするものでございます。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士など専門知識を持った職員で構成されており、年に 1, 0 0 0 件を超える相談に対応しております。地域ケア会議を毎月開催し、困難な事例を、医療、介護など、多職種が協働して、課題解決の共有を図ることや、介護予防普及啓発事業などを実施し、実施しております。

生活支援体制整備事業費、本年度予算額 3 8 1 万 5, 0 0 0 円でございます。生活支援コーディネーターの配置に要する経費を計上しており、国県の地域支援事業交付金を特定財源とするものでございます。

以上、主要事業につきまして説明をさせていただきました。なお、説明を割愛しました事業の予算につきましても、例年のとおり計上をしております。

以上で議案第 2 3 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算の説明でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時35分迄休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時35分再開

○委員長（加藤真人議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

これまで、個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としましたすべての議案について、再度ご質疑がございましたら、ご発言願います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論・採決に入ります。

はじめに、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第３号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第５号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１１号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 11 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 12 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 12 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 15 号、木曽岬町体育館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 15 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１６号、木曽岬町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１６号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１６号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２０号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についての所管部分に討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第２０号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第２０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 2 1 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 2 2 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 2 2 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 2 3 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 2 3 号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員）　ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました１２議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で、何かございましたらご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員）　ご発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の教育民生常任委員会を閉会といたします。

長時間にわたりご審査ありがとうございました。

午後　０時１１分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和年月日

教育民生常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
